

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

1. 改正の趣旨

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「法」という。）第4条に基づき、特定外来生物の飼養等は禁止されている。

検察庁は、従来より検察庁法（昭和22年法律第161号）第4条に基づき公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行うが、当該事務に付随し、法により飼養等が禁止されている生物の一時的な保管が必要となる事例が生じている。具体的には裁判の際の証拠物として特定外来生物を取り扱う機会があることが挙げられるが、裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）に定められている通り、裁判の際には迅速な対応が求められるため、許可申請の手続きに時間を要することが問題となり、以下の措置を講じる必要がある。

2. 改正の内容

法第4条の「飼養等の禁止」に係る同条第2号の「主務省令で定めるやむを得ない事由」に、検察官が検察庁法（昭和22年法律第161号）の規定に基づく職務に伴って飼養等することを、法施行規則第2条に追加する。